

議案第 79 号

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 24 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

地方公務員法第２２条の２第１項第１号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法第２２条の２第１項第１号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岩倉市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

- ４ 第１６条第１項本文に規定する勤務１時間当たりの報酬の額が、愛知県の地域別最低賃金（最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第９条第１項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額（以下「最低賃金額」という。）に達しないこととなる職員については、前３項の規定により決定した報酬の額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

第１１条第２項中「前項の」を「同項の」に改める。

第１６条第１項中「第１１条」を「第７条及び第１１条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その額が最低賃金額に達しないときは、最低賃金額とする。

第１６条第２項中「計算して得た額」を「計算して得た額（同条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額に同項の規定により支給される差額に相当する額を加算した額）」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の地方公務員法第２２条の２第１項第１号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後を計算期間として支給する報酬から適用し、施行日前を計算期間として支給する報酬については、なお従前の例による。